

通所リハビリテーション利用料金表（6時間～7時間）

2024年6月1日現在

《表1》基本料金（通常規模型） ※介護保険分の自己負担額

該当区分	1割	2割	3割
	1日あたりの金額	1日あたりの金額	1日あたりの金額
要介護 1	775円	1,549円	2,323円
要介護 2	921円	1,841円	2,762円
要介護 3	1,063円	2,125円	3,188円
要介護 4	1,232円	2,463円	3,694円
要介護 5	1,397円	2,794円	4,191円

※前年度の実績により、《表1》基本料金に変更になる場合がございますのでご注意ください。
（通常規模型⇒大規模型 I）

《表2》その他の加算料金（毎月必ず請求が発生する加算項目）

加算項目	1割	2割	3割	備考
	1日あたりの金額	1日あたりの金額	1日あたりの金額	
サービス提供体制強化加算(I)	24円	48円	72円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算
リハビリテーション提供体制加算	26円	52円	78円	リハビリ職員の合計数の割合が利用者数に応じて一定以上であった場合
中重度者ケア体制加算	22円	44円	65円	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、一定の基準に達した場合の体制加算
移行支援加算	13円	26円	39円	前年度において通所リハビリテーション終了者のうち、通所介護等を実施したものの割合が一定以上を超えた場合
科学的介護推進体制加算	44円 / 月	87円 / 月	130円 / 月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること
※1介護職員処遇改善加算（I）	自己負担の8.6%増し			介護職員の処遇改善に対する加算

※その他の加算項目については、《別紙1》をご覧ください。

《表3》介護保険以外のその他の利用料金

加算料金	金額/日		備考	
	食事代	800円		おやつ代を含みます
	特別食	150円		治療食を提供した場合（食事代と一緒に請求します）
	教養娯楽費	実施回数分		個別的に行う行事、クラブ活動（書道・華道・茶道・その他）等の材料費など

※オムツ・リハビリパンツ・尿取りパットなどは、原則お持ち頂く事となっております。施設のものをご提供した場合には、実費で請求させていただきます。

介護度別利用料金表 ※以下の料金は、目安となるものであり、決まった金額ではありません。

該当区分	1割	2割	3割	内訳	備考
	1日あたりの金額	1日あたりの金額	1日あたりの金額		
要介護 1	1,660円	2,519円	3,377円	介護保険の自己負担分（表1、2） + 食事代（一般食）	注1 こちらの料金表には、科学的介護推進体制加算・《表2》※1 介護職員処遇改善加算・教養娯楽費等は、含まれておりません。 注2：詳しい料金の説明は、支援相談員にお問い合わせ下さい
要介護 2	1,806円	2,811円	3,816円		
要介護 3	1,948円	3,095円	4,242円		
要介護 4	2,117円	3,433円	4,748円		
要介護 5	2,282円	3,764円	5,245円		

※料金表に関する注意事項

*《表1》、《表2》、《別紙1》については、端数処理をしておりますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。

*《表2》その他の料金※1介護職員処遇改善加算については、《表1》・《表2》・《別紙1》のサービス内容により自己負担の金額が変わる場合があります。

※料金等について、ご不明な点がございましたら、支援相談員までご相談ください（TEL042-654-5511）

③その他の料金（サービスを提供した場合）

		負担金額			備考		
		1割負担	2割負担	3割負担			
その他の加算料金	入浴介助加算（Ⅰ）	44円	87円	130円	1日あたり	一般浴・特殊浴で提供した場合	
	入浴介助加算（Ⅱ）	65円	130円	195円		利用者の居宅を訪問して、浴室における利用者の動作、環境の評価を行い、環境等に踏まえた入浴計画を作成し、計画に基づき、個浴で入浴を提供した場合	
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）	1	607円	1,213円	1,820円	1月あたり	1月に1回以上のリハビリテーション会議の開催し、他職種と利用者の状況等に関する情報を共有、利用者の居宅を訪問し日常生活上の留意点など指導・助言を行い、状態の変化に応じて計画を見直し、介護支援専門員に対し情報提供を行っている場合 （同意日から6月以内）
		2	260円	520円	780円		3月に1回以上のリハビリテーション会議の開催し、他職種と利用者の状況等に関する情報を共有し利用者の居宅を訪問し日常生活上の留意点など指導・助言を行い、状態の変化に応じて計画を見直し、介護支援専門員に対し情報提供を行っている場合 （同意日から6月超）
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	1	643円	1,285円	1,927円		（イ）1の基準に適合しており、計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの実施のために必要な情報を活用している場合 （同意日から6月以内）
		2	296円	592円	887円		（イ）2の基準に適合しており、計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの実施のために必要な情報を活用している場合 （同意日から6月超）
	リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	1	859円	1,718円	2,577円		（ロ）の要件を満たしており、他職種と共同して口腔の健康状態の評価、解決すべき課題の把握をし、口腔・栄養の健康状態に関する情報を相互に共有して、必要に応じて計画の見直しし、関係職種に情報提供を行っている場合 （同意日から6月以内）
		2	513円	1,025円	1,537円		（ロ）の要件を満たしており、他職種と共同して口腔の健康状態の評価、解決すべき課題の把握をし、口腔・栄養の健康状態に関する情報を相互に共有して、必要に応じて計画の見直しし、関係職種に情報提供を行っている場合 （同意日から6月超）
	事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合	293円	585円	878円	（イ）の要件を満たしており、通所リハビリ計画について、医師が利用者又は家族に説明、同意を得ており、計画書等の内容を厚生労働省に提出をして、情報の内容を活用している場合		
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	120円	239円	358円	1回あたり		退院（所）日又は認定日から3月以内に個別リハビリテーションを集中的に行った場合
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	260円	520円	780円	1日あたり		認知症の利用者を対象に1週間に2回を限度に個別リハビリテーションを実施した場合 ※退院・退所日又は通所開始日から3月以内
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	2,080円	4,159円	6,238円	1月あたり		認知症の利用者を対象に1月に4回以上の個別の生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施した場合（月に1回のみ） ※退院・退所日又は通所開始日から3月以内
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,354円	2,708円	4,062円	1月あたり		生活行為の内容の充実を図る為の目標及び目標を踏まえたリハビリの実施内容等をリハビリ計画に策定し、リハビリを提供する。1月に1回以上の評価、リハビリ提供終了1月以内に会議を行い、達成状況を報告した場合 （開始日から起算して6月以内）

		負担金額			備考	
		1割負担	2割負担	3割負担		
その他の加算料金	若年性認知症利用者受入加算	65円	130円	195円	1日あたり	若年性認知症者（第2号被保険者）ケア費用
	栄養アセスメント加算	55円	109円	163円	1月あたり	利用者ごとに他職種が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者、家族に対して、結果を説明、相談等に応じて対応することと栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管路等の必要な情報を活用している場合
	栄養改善加算	217円	434円	650円	1回あたり	低栄養状態にある方又はそのおそれのある利用者に対して、管理栄養士が他職種と共同し、摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合（月2回を限度）
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	22円	44円	65円	1回あたり	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔、栄養状態に関する情報を、担当の介護支援専門員に提供している場合 ※6月に1回限度 （栄養改善加算・口腔機能向上加算との併用算定不可）
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	6円	11円	17円		利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔、栄養状態に関する情報を、担当の介護支援専門員に提供している場合 ※6月に1回限度 （栄養改善加算・口腔機能向上加算との併用算定可）
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	163円	325円	488円	1回あたり	口腔機能の低下している利用者等に対し、口腔機能向上を目的として、他職種が共同し口腔機能改善のための計画を作成、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合（月2回を限度）
	口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	168円	336円	504円		（Ⅰ）算定要件に適合しており、計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、実施時に必要な情報を活用した場合（月2回を限度） ※リビ`リマサ`メト加算算定している場合
	口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	174円	347円	520円		（Ⅰ）算定要件に適合しており、計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、実施時に必要な情報を活用した場合（月2回を限度） ※リビ`リマサ`メト加算算定していない場合
	重度療養管理加算	109円	217円	325円	1日あたり	要介護3、4又は5の利用者に対し、計画的な医学管理を継続的に行った場合
	送迎減算	-51円	-102円	-153円	片道	利用者の居宅と事業所との間の送迎を行わない場合
	退院時共同指導加算	650円	1,300円	1,950円	1回あたり	医療機関等の退院前カンファレンスに参加し、情報共有、リハビリに必要な指導を共同して行った場合（退院につき1回限り）
	定員超過による減算	基本料金の70%に減算				利用定員を上回る利用者を利用させて場合
	職員の員数が基準に満たない場合の減算	基本料金の70%に減算				職員の員数が指定基準に満たない場合
	感染症に係る特例措置	基本料金に対し3%増し				感染症等で利用者が減少している場合6か月を限度
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本料金から1.0%減算				虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	
業務継続計画未策定減算	基本料金から1.0%減算				感染症や自然災害発生時において、早期の業務再開や必要な介護サービスを継続的に提供するための、業務継続計画が未策定の場合	